

(平成24年5月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山形地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月及び同年 6 月  
老後の年金のため、国民年金の被保険者資格を喪失するつもりはなかった  
ので、申立期間の国民年金保険料も納付していた。  
申立期間は、未加入とされ、納付済みであった国民年金保険料を還付され  
た記録になっているが、国民年金被保険者資格を喪失する理由もないの  
で、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金保険料納入通知書兼領収証書によれば、申立期  
間を含む昭和 55 年 4 月から同年 6 月までの保険料を同年 4 月 30 日に納付し  
ていることが確認できるものの、特殊台帳及び国民年金被保険者名簿におい  
て、56 年 10 月 12 日付けで、当該期間の国民年金保険料が還付処理されたこ  
とを確認できる。

しかしながら、申立期間において、申立人が他の被用者年金制度に加入し  
ていたことをうかがわせる記録は無く、申立人が国民年金被保険者資格を喪  
失する理由も見当たらないことから、申立期間について国民年金保険料の還  
付を行う合理的な理由は無く、当該事務処理について誤りがあったものと考  
えられる。

また、A 年金事務所に、還付整理簿が保管されていないため、還付した理  
由は確認できないが、同事務所は、申立期間の国民年金保険料が還付されて  
いることについて、厚生年金保険の加入期間と誤って還付した可能性が高い  
ものと考えられるとしている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年  
金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人がA社（現在は、B社）において昭和42年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、46年1月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年4月から同年9月までは1万4,000円、同年10月から同年12月までは1万6,000円、43年1月から同年12月までは2万円、44年1月から同年12月までは2万4,000円、45年1月から同年12月までは3万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から46年1月31日まで

私は、申立期間にC職としてA社のD営業所に勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された人事記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

一方、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によれば、申立人の記号番号は、昭和42年4月1日を資格取得日として払い出されたことが確認できる上、申立人が、A社に同じC職として同期入社し、同社D営業所に配属されたとして名前を挙げた複数の同僚は、いずれも申立人と連番で同記号番号が払い出され、厚生年金保険の加入記録が確認できる。

しかしながら、A社の被保険者原票によると、申立人の被保険者記録は確認できない一方で、申立期間において整理番号の欠番が確認できるところ、管轄年金事務所では、「申立人の被保険者原票が無い原因は、オンラインへの切替え時におけるマイクロフィルムへの収録漏れと考えられる。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和42年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、46年1月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、前述の払出簿において申立人と資格取得日が同一で、同じ営業所に勤務した同年齢の同僚のA社における社会保険事務所の記録から、昭和42年4月から同年9月までは1万4,000円、同年10月から同年12月までは1万6,000円、43年1月から同年12月までは2万円、44年1月から同年12月までは2万4,000円、45年1月から同年12月までは3万円とすることが妥当である。